

共済推進県本部交付金運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、交付金規程第14条に定める共済推進県本部交付金の運営に関して必要な事項について定める。

(交付の目的等)

第2条 交付の目的は、以下の通りとする。

- (1) 自治労の共済活動を推進するために、県本部共済推進委員会の活動支援として交付する。
- (2) 県本部はこの交付金の活用を通じて、共済の推進と組織の強化・拡大の運動がともに連携するように努める。また、組合員利益確保のため、自治労共済の事業目標達成にむけ、県支部との共同推進を担う。
- (3) 共済制度加入件数・口数が低い県本部でも、共済推進活動に取り組む動機づけができるような交付の仕組みとする。
- (4) この交付金制度は、県本部共済推進委員会の活動を前提として継続する。
- (5) 交付基準については4年毎に見直しを行う。

(交付の対象期間と支払い)

第3条 前年度(6月～5月)の実績に対し、当年の11月に交付する。

(交付基準)

第4条 交付基準は、以下の通りとする。

- (1) 県本部共済推進委員会の基本活動費として、県本部共通に定額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|-------------------------|-------|
| 全県一律 1 県本部 (社保労連を含む) | 100万円 |

- (2) 加入状況の維持に関わる費用として、自治労共済全種目加入総口数に応じた金額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|----------|-----------|
| 全種目加入総口数 | 1口あたり0.1円 |

- (3) 組織強化・拡大のための共済推進費用として、次の3項目を設定する。
 - ① 自治労共済全種目加入総口数伸び率に応じた金額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|---------------|---|
| 対前年度加入総口数の伸び率 | 加入総口数の伸び率によって、総額2,000万円の範囲で、200万円、100万円、75万円、50万円を交付する。伸び率が101%超で200万円、100%超で100万円、全県平均伸び率を上回った率に応じて75万円、50万円を交付する。 |

- ② 組織強化・拡大に貢献する組織制度である「団体生命共済」の新規件数に応じた金額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|--|-------------|
| 団体生命共済新規件数 (件数は、本人団生新規件数および本人61歳契約更新分とする) | 1件あたり3,000円 |

- ③ 組織拡大として、新規加盟単組のうち組織加入した基本型件数に応じた金額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|----------------|-------------|
| 新規加入単組の基本型加入件数 | 1件あたり1,000円 |

- (4) ただし、上記(1)～(3)の総額は1億5,000万円とし、これを超過または下回る場合は、(3)の②の単価を減額または増額調整することとする。

(交付金の活用)

第5条 交付金の活用については、以下を条件とする。

- (1) 県本部において予算管理を行い、支出内容について県本部共済推進委員会で協議、確認する。
- (2) 活用は、第2条の(1)、(2)に規定する目的の範囲とする。
- (3) 交付金の活用実績について毎年本部共済推進委員会に報告する。
- (4) 県本部において、この要綱に準じる共済推進単組交付金規程を定める。

(要綱の改廃)

第6条 この要綱の改廃は、中央執行委員会の議決による。

(附 則)

第1条 この要綱は、2016年9月1日から施行する。

- ② この改正要綱は、2021年6月1日から施行する。

(経過措置 その1)

第2条 2021年6月1日から2025年5月末までの期間に限り、第4条(交付基準)(1)ないし(3)を次のとおりとし、(4)を削除する。

(1) 県本部共済推進委員会の基本活動費として、全県本部共通に次の定額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|------------------------|-------|
| 全県一律 1県本部 (社保労連を含む) | 150万円 |

(2) 加入状況の維持に関わる費用として、団体生命共済加入口数に応じた次の金額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|------------|-----------|
| 団体生命共済加入口数 | 1口あたり0.5円 |

(3) 組織強化・拡大のための共済推進費用として、次の金額を交付する。

- ① 自治労共済全種目加入総口数が、対前年度と比較し増加した伸び率上位10県本部に、各100万円を交付する。
- ② 組織強化・拡大に貢献する組織制度である団体生命共済の新規件数に応じた次の金額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|--|-------------|
| 団体生命共済新規件数 (件数は、本人新規契約分 および本人61歳契約更新分の 合計件数とする) | 1件あたり4,000円 |

なお、県本部は、上記金額の50%以上を単組に交付する。

(経過措置 その2)

第3条 2022年6月1日から2025年5月末までの期間に限り、前条(3)②を次のとおり改めたうえ、前条(1)から(3)を適用する。

② 組織強化・拡大に貢献する組織制度である団体生命共済の新規件数に応じた次の金額を交付する。

| 交付基準 | 金額、単価 |
|--|-------------|
| 団体生命共済新規件数 (件数は、本人新規契約分 および本人61歳契約更新分の 合計件数とする) | 1件あたり5,000円 |

なお、県本部は、上記金額の60%以上を単組に交付する。